

公立鳥取環境大学学生支援センター規程

令和2年3月31日
公立鳥取環境大学規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学組織規程第10条の3の規定に基づき、公立鳥取環境大学学生支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、教育的・成長促進的視点に立ち、全学的立場から、学生の修学支援、障がいのある学生に係る支援及び関係組織との連携・調整を行い、公立鳥取環境大学の学生支援の充実発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の修学支援に関すること
- (2) 障がいのある学生に係る支援等に関すること
- (3) 関係機関との連携・調整に関すること
- (4) その他センターの目的を達成するために必要な業務に関すること

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) センター教員
 - (3) その他必要な職員
- 2 センターに副センター長を置くことができる。
 - 3 センター教員及びその他必要な職員は、本学教職員の中から、理事長が任命する。
 - 4 センター教員及びその他必要な職員は、上司の命を受けてセンターに関する業務を行う。
 - 5 センター教員の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。
 - 6 センターの事務は、センター及び学務課が行う。

(会議)

第5条 センター長は、必要に応じて第4条第1項及び同条第2項に規定する者を招集し、センターの業務について審議決定する。

2 センター長は、前項審議決定にあたり、学部長、チューター又はセンター長が必要と認める者を招聘し意見を求め又は協力を要請することができる。

(報告)

第6条 センター長は、必要に応じて第3条に規定する業務の状況を学長及び学生生活・就職委員会へ報告する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。